

二 事業計画書に記載した設備であつて通商産業省令で定める附帯設備に該当するものの工事に要した費用の額の百分の五十に相当する額

三 通商産業大臣が指定するニッケル鉱石の取得見込価格に事業を継続するために保有することを必要とするニッケル鉱石の数量を乗じて得た額

2 前項第三号のニッケル鉱石の数量は、ニッケル鉱石の輸入の見込及びニッケルの需給状況を考慮して、通商産業大臣が指定する。

3 指定業者は、事業のための設備の工事が完成した後、遅滞なく、工事に要した費用の額の明細書を添えて通商産業大臣に申請し、第一項第一号及び第二号に規定する費用の額の認定を受けなければならない。

(補償金)
第八條 国は、低廉且つ豊富なニッケルの輸入の見込、ニッケル鉱石の取得価格の高騰、長期にわたるニッケル鉱石の輸入の中絶の見込その他これに準ずる事由が発生したため、指定業者がこの法律の施行の日から四年以内に事業を廃止し、且つ、事業を廃止した時(以下「廃業時」という。)における前條第一項の特別積立金の額が左に掲げる額の合計額に達しないときは、予算に定める金額の範囲内において、その差額に相当する金額をその者に補償するものとする。

一 廃業時において当該指定業者が有する前條第一項第一号又は第二号に規定する設備の工事に要した費用の額からその設備を処分することにより取得すべき額を控除した残額(その設備に係る同項第一号又は第二号に規定する費用の額をこえるときは、その額)

二 廃業時において当該指定業者が有するニッケル鉱石の取得に要した費用の額からこれを処分することにより取得すべき額を控除した残額(これに係る前條第一項第三号に規定する額をこえるときは、その額)

2 前項の規定による補償金の交付は、指定業者が二以上あるときは、すべての指定業者が事業を廃止した後でなければ、してはならない。但し、この法律の施行の日から四年を経過した後は、この限りでない。

3 第一項の規定による補償金の交付を受けるべき者が二以上ある場合において、交付すべき額が予算に定める金額をこえるときは、各人に交付すべき額は、同項の規定により交付すべき額に應じて予算に定める金額をあん分して得た額とする。

(補償金に対する課税上の特例)
第九條 指定業者であつた者が前條の規定による補償金の交付を受けた場合において、その有する事業のための設備及びニッケル鉱石について、その補償金に相当する額(補償金の交付を受けた日の属する事業年度以前の事業年度において、廃業時以後、当該事業のための設備及びニッケル鉱石の一部について帳簿価額の減額又は譲渡があつたときは、その補償金の額から当該減額の額又は当該譲渡のあつた資産の譲渡直前における帳簿価額を控除した額に相当する額)の帳簿価額の減額をしたときは、その減額した額は、法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の規定による所得の計算上損金に算入する。

2 前項の規定は、法人税法第十八條から第二十一條までの申告書に前項の規定により減額した帳簿価額の損金算入に関する申告の記載がない場合には、適用しない。

第十條 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、第七條第一項の特別積立金、ニッケルの生産に要した原価その他必要な事項について、指定業者から報告を徴することができる。この場合において、指定業者が報告をせず、又はその報告が虚偽であると認められるときは、通商産業大臣は、その職員に、その事務所、営業所、工場又は倉庫に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められ

たものと解してはならない。

(聴聞)
第十一條 通商産業大臣は、第五條第一項の規定による指定の取消をしようとするときは、当該指定業者に対し、相当の期間を置いて予告をした上、公開による聴聞を行わなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事業の内容を示さなければならない。

3 聴聞に際しては、当該指定業者及び利害関係人に対し、当該事業について、証拠を提示し、意見を述べる機会を與えなければならない。

(不服の申立)
第十二條 この法律又はこの法律に基く命令の規定による通商産業大臣の処分不服のある者は、その旨を記載した書面をもつて、通商産業大臣に不服の申立をすることができ

第十三條 通商産業大臣は、前條の不服の申立があつたときは、第十一條の例により公開による聴聞をした後、文書をもつて決定をし、その写を不服の申立をした者に送付しなければならない。

(罰則)
第十四條 第十條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合において、その行為をした指定業者の代表者又は代理人、使用人その他の従業者は、三万円以下の罰金に処する。

2 指定業者の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が、その指定業者の業務に關し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その指定業者に対して同項の罰金刑を科する。但し、指定業者の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業者に対し相当の注意及び監督が盡されたことの証明があつたときは、その指定業者については、この限りでない。

附則
この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

○首座政府委員 ただいま上程せられましたニッケル製錬事業助成臨時措置法案の提案理由を御説明いたします。申すまでもなく、ニッケルは、特殊鋼、電気通信機械、造船、輸出品のメッキ用その他各種の重要な用途に不可欠の基礎物資でございますが、遺憾ながら、わが国の国内資源には見るべきものがなく、輸入にまつ以外に道がない状況でありますところ、重要な戦時物資として、現に米國はじめ各國で輸出統制が嚴格に実施されておりました、十分な輸入はきわめて困難であり、昨年下半年以降需給のはなはだしい逼迫を示しておりますことは、すでに御承知の通りでございます。ただ、幸いに、わが國は、戦時中セレーブス、ニューカレドニア等のニッケル鉱石を國內におきまして処理いたしました経験と技術とを有しており、当時の設備もなお残存いたしておりますし、原料鉱石の輸入につきましても、現に、これらの地区を初め、相当な引合が参つ

ておるような次第でございます。しかしながら、わが国において輸入鉄石による国内製鉄を実施いたします場合には、世界の総生産量の八割以上を占めますカナダの場合等に比較いたしますと、生産量におきましても、生産原価におきましても、格段の相違がございますため、将来情勢の変化により、低廉なこれらの外国産ニッケルが十分に輸入されますようになりまして、あかつきには、たといわが国の製鉄業者がいかに努力いたしましても、とうてい立ち行かないという競争上の不利と大きな危険があるのでございます。今日、ニッケルの国内市価は非常に高値を呼んでおりますにもかかわらず、新規の企業は申すに及ばず、過去において十分の経験と技術を有する製鉄業者といえどもあえて、事業を再開し得ない最も根本的な理由は実にここに存するのでございます。以上のような事情にかんがみまして、政府といたしましては、この際、臨時にニッケル製鉄事業に対する助成措置を講じまして、緊急にニッケルの増産をはかり、もつて国民経済の発展に寄与するため、本法案を提案いたしました次第でございます。以下、本法案の骨子につきまして、簡単に御説明申し上げます。

とに政令で定める金額を特別に積み立てるべき義務を課しておるのでございます。この積立金が製鉄設備の復旧及び必要な原料鉄石の買付のために投下されました資金の額に達するまで積み立てられなければならぬ、企業の危険は完全にかバーされ得たわけでありまして、積立ての途中におきまして、国際情勢が一変し、低廉な外国産ニッケルが十分に輸入されるようになるか、もしくは鉄石の輸入が、杜絶するか、その他これに類するような事態が発生し、ましてやむを得ず事業を廃止いたされたらぬことになりました場合には、廃業による損失額、すなわち、製鉄設備、附帯設備及び手持ち鉄石につきまして、本法に定める方法により評価損を算定いたしました上で、これをまづ業者みずからの積立金で補充させ、不足する部分を国家が補償金として交付するということにいたしましたわけでございます。従つて、補償の條項は、万一の場合にのみ必要なものでありまして、積立金が投資額で積み立てられましては、もちろん補償の要はないわけでありまして、もとより政府といたしましては、国の負担を軽減し、または補償の必要が現実には起らないようにするため、建設費の節減を措置するほか、積立ての早期完了等の措置について十分考慮する方針でございます。なお、指定業者に対しては、本法によつて最悪の場合の危険負担を国家が保証するわけでありまして、政府といたしましては、事業計画の内容の重要な部分の変更を認可制といたしますほか、違反の場合の指定の取扱、必要な報告の徴収等、十分な監督をなすための規定を設けますと

ともに、政府の処分に不服のある場合の不服申立ての機会をも与えまして、本法を公正に施行するため万全を期しておる次第でございます。

以上本法案の提案理由及び内容の骨子につき、概略御説明申し上げた次第でございますが、何とぞ以上の趣旨をおくみとりいただきまして、慎重御審議の上すみやかに本法案を可決せられますようお願いいたします次第でございます。

○小金委員長 次に電力料金についての調査を進めます。発言の通告がありますからこれを許します。多武良哲三君。

○多武良委員 去る十八日経済安定本部長官はマーカーット総司令部経済科学局長から、電気料金の認可決定の権限は公益事業委員会に属すべきであると、電書を受取つたということが新聞に出ておりますが、この詳細につきまして、政務次官から御説明を承りたいと思ひます。

○郵政府委員 多武良さんからお尋ねがございましたので、この機会に電気及びガス料金の決定されまます経過並びにただいま持つております考え方について御説明申し上げます。

電気及びガス料金は、もとより商工大臣が認可または決定いたしておたのでありますが、物価統制令が施行されましてからは、物価庁長官が経済安定のための物価政策の責任官庁としてこれを所管いたして参つたのであります。公益事業令が施行いたされまして、当時公益事業委員会の準備等を行つておりました通産省と折衝いたしまして、とりあえず空白状態を起し

せんように、公益事業令の施行と同時に、物価統制令に基きまして、他の法令に指定をいたして物価庁長官の所管といたして参つたのであります。その後公益事業委員会から右の権限の専管をいたしたい旨の申入れもございまして、また物価庁といたしましては、慎重に検討いたしました結果、物価庁長官と公益事業委員会の共管とすることが適當であらうということで、両当局の間に折衝をいたし、また関係方面の間に折衝を重ねておつたのであります。しかるところたたいま御指摘の十八日の電書によりまして、権限の所在については一応これが公益事業委員会に属することが明らかに関係方面の意向として表明いたされた次第でございます。

この機会に物価庁が従来共管を主張しておりました理由を申し述べて御参考に供したいのでありますが、第一に電気及びガス料金は家計及び産業にきわめて大きな影響を及ぼす。生計費でも相當の割合を占めますのみならず、重要な産業の生産コストにおきましてかなりの高率を示しておる。こういう状況から考えまして、物価全体を見て参ります場合に、電気料金の占める地位が非常に高い、これが第一の理由でございます。第二には電気料金、ガス料金の原価計算を行います上から申しまして、料金決定の基礎であります石炭、鉄鋼、セメント等の原材料なり、ガスの副産物であるコークスの価格等につきましても確たる見通しをつて、要しますればこれらの価格の安定をはかるということが必要になつて参ります。そのような料金決定の上で大きな作業をいたします場合に、物価

長官と共管にしておくことが適正ではないだろうか、こういう点であります。第三には、これらの料金の決定のいかんは、産業、金融その他一般経済政策に關連がきわめて密接である。これらの理由によつて、物価庁が共管をいたすことが適當だという主張を持つて参つたのでありますが、先ほど申し述べましたように、十八日のメモで関係方面の意向がはつきりいたしたのでありますから、これら共管の理由は、この際さらにこれ以上詳しく申し上げることを差控えるものであります。現在物価庁といたしましては、本年三月かなり大幅な統制の解除もいたしておりますが、個々の物価の形成については、必ずしもその権限等を強く固執せず、これは料金の問題だけではなくて、個々の物価形成について一つ／＼を論じますよりは、むしろたたいまの物価庁のいたしておる作業の重点は、日本の物価というものをいかにして安定させて参るか、そして個々の物価について、その動向なりその決定なりの場合に、それらについて物価政策上必要な発言をして参るというものがたたいまの状況なのでございます。かように考えますと、米であるとか、鉄道運賃であるとか、これらのものはもちろん農林大臣なり運輸大臣が責任の大臣であり、またそれ／＼の役所が権威を持つておるのであります。けれども、米価なり鉄道運賃の決定を共管にいたしますことが、何ら運輸大臣なり農林大臣の責任と紛糾もいたさず、また権威もそこねることがなく、むしろ妥當な決定をいたしておるという状況であります。すでに権限について電書により関係方面の意向がはつき

りいたした今日であり、従いまして物価庁といたしましては、先ほど申しました物価統制令に基いて他の法令において指定をいたしておりますその指定を適当な時期に廃止する考えであります。同時に以上申し述べましたような物価政策全般なり、原価計算

上必要な点につきまして、物価庁の意向が十分反映できますよう、物価庁の考え方というものを、十分公益事業委員会の認可の際に実現し得ますような考案を講ずることにいたしましたという希望を持つておるのであります。そのような意味合におきまして、権限という問題を離れて、一般物価の上からの物価庁の判断というものが、結局料金を正しく決定いたします上に可及的完全に反映いたし得るような方向をとりたいと考えておるのであります。こういう点について、公益事業委員会と十分緊密な連絡をとつて参らうと思つておるのが現在の状況であります。

○多武良委員　ただいま政務次官から従来の電気料金決定方針の大体と申しますか、それからさらにまた公益事業委員会との連絡についての御意向も承つたわけでありますが、今回覚書が送せられました結果、公益事業委員会が電気料金の認可決定を行うこととなると思います。電気料金は政務次官から今お話がありました通り、一般物価に重大な影響を及ぼすものであり、国民生活にも密接な関係を持つておるものであります。この認可決定に際しまして、今後物価庁とどういふ連絡をとり、またどういふ方針でお進みになりますか。松永委員長代理から御説明を承りたいと思います。

○松永(安)政府委員　電気料金の決定

は、ただいま物価斤の方から御説明がありました通りであります。電氣料金の決定は産業及び公益にとつて重大でありますので、よく打合せをしてやるつもりであります。なお事務的の方等は、これから両事務局の間で打合せがあると思つております。

○多武見委員 松永委員長代理からただいま御説明を承りまして了承いたしました。現在の三千キロ以上の大口工場用電力の割当量に關してであります。生産計画とは何ら關係なく、單に料金算出の基準を示したものであります。料金をどういふふうに合理的に決定いたしましたも、各工場の支払い料金は割当量によつて左右されるという実情であります。このことはいたずらに混乱を起す結果になる心配があるのであります。この制度を今度公益事業委員会に移しまして是正する御意思があるかどうか、委員長代理でなくともよろしゅうございますが、委員会

から御説明を承りたいと思います。
○中川(哲)政府委員 お話のございました通り、現在の制度におきましては、三千キロワット以上につきましては割当によつて超過いたします場合は、安い料金と火力料金の開きがござります。新しい料金制度の改訂にあたりましては、なるべくならば割当と電気料金というものは別個の存在にいたしたい、その方が妥ではないかという意見を持つておりますけれども、一面におきましては、その関係は非常に複雑なむずかしい問題を持つておりますので、安本その他関係方面とも十分意見を盡しまして、なるべく妥当な方向へ持つて参りたい、かように考えております。まだ具体的な行き方につきま

しては未決定でございます。
○多武良委員 次に、電気料金の値上げのうわさがありまして、何卒決定的のようであります。が、料金値上げの必要について若干の御説明を願いたい。あと六箇條ばかりありますが、その値上げにつきまして、今後料金別にも火

力料金制を採用するかどうか。それから電力の割当制はどういうふうにやつて行くか。消費規正はいかなる需給関係になつたら発令するお考えであるかどうか。現在でも電力は不足の状態にありましてある程度の消費規正を行わねば重要産業に十分電力を供給することができないように考えられるのであります。また新規——特需その他により急激に増加しつつある新規需用に対しても電力を供給するとなれば、当分は年中消費規正の必要があると思いますが、消費規正の需給関係につきまして、どういふ御発令をなされるか、承りたいと思います。

次に電気料金のうち大口電力料金は、各社の実情に即しまして、規定料金よりあるパーセンテージの範囲内で適当に戦前のように割引くようなことを許すお考えがあるかどうか。

最後に料金の最後の決定に際して、国会の意向をどのくらい尊重していただけかどうか。たとえば国鉄運賃は国会の承認を得なければ決定ができないように現在なっておりますが、こういうことについて、具体的な御説明が願いたいのであります。

○松永(安)政府委員　ただいま多武良さんから電気料金の改訂について御質問がありました。電気料金の改訂は四月二十八日の要請書として出ております。そのころまでは新会社の発足も

ありません、私どもの方で一齣り要望書を調べてはおりますし、またその前から事務局ではさようなことを常に研究はしておりますが、その後五月一日新会社発足後、種々個々の会社から要望があります。のみならず各社間の地域の融通電力の単価等も従つてき

めたい、あるいはそのほか火力を水力で補給するいわゆる水火調節節金の問題についても一定の方法をきめたいということと関連しまして、目下各会社のお申出をあるいは御一緒に承り、あるいは個々に承つて、これらを事務当局で整理しているところであります。その後この土曜日ごろでありますたか、新会社社の値上げの御希望の書類がまた一通りあらためて出されております。これもまだ検討しておらないのであります。大體その率だとか、あるいは先刻御質問になりました火力並びに割合等はあまり大差ないもののように見受けられるのであります。右様のわけ

であります。今日いわゆる世間に申します値上げ問題について、公益事業委員会が願書を取上げて、拒否いかがあるかという段階にまでなつておらぬのでありますけれども、重要な問題でありますので、慎重な研究をいたしております。

大体各社の希望の要点を考えてみますと、物価がはなはだしく高上しております、また人件費——何しろ電気関係の者は十四万人からおりますが、これらの人件費等が最近著しく動いております。また将来ともこの水準を高めて行かなければならぬ情勢に迫つております。そういうことにかんがみて、料金の均等化をはかりたい。そうしたければ営業は赤字ばかりで、一日も仕事を

にらないというのが大体の考え方であります。

なお四月に出しました表で、この前こちらで申し上げたかと思いますが、あるいは申し上げておれば重複しましたようが、現行の給与規定で参りますと、日給、旧配電を入れたもの全体が

九つの会社になつておるものと見た現行法におきまして、給与の標準は二百二十億くらい、数字によりまして二百八十億になります。これは調べてあります。これが一番大きな数字であります。そのほか減価償却が現在いかにも少うございまして、わずかに十五億くらいの償却であります。これは現在固定資産税のかかつておりますようなものに比べましても、ほとんど償却ということは名ばかりであつて、實際は資産の食い込みになつておる。これを現在の役に立つ固定資産に評価を直して考えますときには、約二百六十二億といふような数字を出してゐるわけであ

会社の収入を減少し、不当なる損害を国民一般に与えておるわけであり、これは相当早く改善したい、その改善はすなわち償却をするのと同じような意味になるのであります。全体で約二百五十億ばかりの計算であります。それが今日要望書に現れております。その趣意であります。これは全体としてではなく、会社々々について個々の要望書が出ております。その率は平均して七割三分の値上げ案になっております。個々の詳しいことは、あとでまた各担当の者から御説明申し上げます。

それから最後にお話になりました料金の最後の決定について、議会でどういう措置をとるかというお話でありましたが、これは別に何も考えておりませんが、私もこれは命令的に料金をきめるのでなく、業者の出しました料金をそのまゝのみにせず、公聴会にかけるという前に相当研究してみたいと思います。その結果ある一定の考えを得ましたならば、九つの会社それぞれにつきまして、人手も足りませんけれども、やむを得ず九州区域に関する値上げは九州に参り、北海道に関することは北海道に手を付けて参りまして、聴聞会を開き、需用者そのほかの声をよく聞きまして、聴聞会の議事を整理して持ち帰り、十分委員会検討しまして、一つの料金決定案をつくり上げて考へてあります。その前後において、議会对し十分御相談する時期を得させていたいただきましたならば、喜んで伺いまして御意見等も聞くことにいたします。

○平井(寛)政府委員 ただいま御質問のございました消費規正のことにつき

まして申し上げます。電力の供給量と需用の均衡が保てばよいのであります。が、最近の情勢では、季節的には時折供給力が需用に應じ得ないという状態になっております。これにつきましては、公益事業令に基きまして、電力需給調整規則というものがございまして、これを運用することによりまして、季節的にひどく電気の不足いたしましたような場合に、需給の均衡をはかるような措置をとりたいと思ひます。しかしながら需給調整規則によつた法的な制限ということでは、できるだけ避けたいのであります。そういう意味において、なるべく需用供給の面において支障のないようにいたしまして、たとえば季節的に電力の供給に不安を来した場合には、もちろんできるだけ供給するようないような措置をいたし、それでも足りないという場合には、まず電気業者と需用家の間で話し合いをいたさせまして、その話し合いの上で立つて、たとえば尖頭負荷時の需用の方を少し他の負荷時にずらしていただく、あるいは日曜、祭日のような場合の休みの日と、そうでない荷の重い日との間の需用をずらしていただく、そのほか特殊の需用家に対しては、荷の需用供給の苦しい時間を避けていただく、深夜その他の時間に使つていただく、そういう形を話し合いによつて納得させていただくという方法で、相当の調整はできるものであります。そういうような面であるべく需用者をして話し合ひによる自主的な調整に全力を注がせまして、それをもつてなお足りないという事態のときには、需給調整規則で混乱を防ぐという方法を講じております。

それからなお新規の需用に対しての御質問でございましたが、大体新規の需用につきましては、申込みはそれぞれの地区の電気業者にすることになっております。電気業者がその申込みを受けまして、自分の供給設備、供給能力を勘案いたしまして、できるだけその御希望に沿うように努力するのであります。大口の申込みにつきましては、は、委員会の方に意見を付して認可の申請をする建前になっておるのであります。また委員会といたしまして、供給施設、能力等を勘案いたしまして、できるだけ重要な、あるいは緊急を要する用途については支障のないような方法をとつております。

○中川(哲)政府委員 お尋ねの電力料金に關して、大口の料金をあるパーセンテージの範囲内で適宜に割引く考へはないかというお尋ねでございまして、これがこれにつきましては、従前もさうな例があつたかどうかは存じませんが、一般的に電気供給規程といふものを定めまして、大口には大口の産業用の電気料金が各社において一つの公定価格類似のものとなつて一応きめられておるわけでございます。で、特別の支障のない限り、その供給規程の料金によつてやることが各事業間の公平を保つ意味合いにおいて、むしろ妥当であるという考へで電力料金をきめておる次第でございまして、従いまして、一般的には割引するような措置は認めない筋合いでございますが、なお新しくできました公益事業令におきましては、特別の需用のあります場合には、いわゆる特約料金としてこれに即した料金を繰入れることもございまして、これはむしろ例外的な意味合いに扱ふべきものと考へております。

なお料金制につきまして、火力料金制をどうするかという点でございまして、これは電力の需給が不均衡である現状におきましては、現在の火力料金がある程度需用を抑制するという一面も持つておまして、今後の料金改正に当りまして、これを全面的に廃止し得るかどうかという点は十分検討いたしまして、この方向を定めたいとも存じます。現在のところ電気事業省側におきましては、ほぼ現在の制度を存続したい意向を持っておりますが、一面需用家側におきましては、この制度の不便という点もございまして、かりにこれを全廃いたしますと、全面的に需用供給の均衡保持のためには、それにかわる何らかの方法があるのではないかと。たとえば昔ありましたような各工場までにつぎまして、全面的な電力の消費規正をいたさなければならぬという事情もございまして、で、いずれがいいかというところにつきましては、十分産業界の意見も聞きまして、委員会決定して参りたいと思ひうわけでございます。

○小金委員長 ただいま議題となつております計量法案に對しましては、むろん以前から関心を持つておりました。が、先般公聴会を開いたときに、この問題は国民の感情にかんがみまして、いかに考慮を要することだと思つたので、またそこで大所高所よりこれらに對する賛否の意見が聞かれると思つたので参つたのでありますが、われ／＼の考へておるところと、公聴会の意見とは大分趣きを異にしており、十三名の中で十一名までは、この計量に關係する課長なり専門家はかりでありまして、ほとんど同一の意見を發し、ことに二、三の方からは、本法案をもつて――メートル専用でもつて社會を指導して行くというふうなことも聞いたのであります。こゝういふ國民に非常な大きな關係のあるものをこんな一課長くらいの人に指導されては困ると思つて、私は委員ではなかつたのですが、とりかえてもらつて意見を申し述べたいと存じ、きよう参つたような次第でございまして、専門的の質問はすでに済んでおられるかもしれませんが、私も委員の一人としてこれに對し多少の意見もあるもので本日この委員会に列し、わずかでありますが、所感の一端を述べてみたいと思ひますので、お許しを願ひます。

「このメートル法の專用に關しては、日本經濟新聞の今年の三月二十八日の社説に載つておりますが、私のもつとも考へておるところを述べておられますから、これを引用して、あとで私の意見をつけ加えてみたいと思ひます。

わが國の度量衡の制度は昭和三十三年の末まではメートル法、尺貫法、

○小金委員長 計量法案及び計量法施行法案を一括して議題といたします。この両法案に對する質疑は、すでに去る十七日の委員会において一応質疑を打切りまして、爾後の質疑は公聴会の公述に關するものと及び補充的なものに限ることにきめました。念のため申し上げておきます。

○小金委員長 計量法案及び計量法施行法案を一括して議題といたします。この両法案に對する質疑は、すでに去る十七日の委員会において一応質疑を打切りまして、爾後の質疑は公聴会の公述に關するものと及び補充的なものに限ることにきめました。念のため申し上げておきます。

○小金委員長 計量法案及び計量法施行法案を一括して議題といたします。この両法案に對する質疑は、すでに去る十七日の委員会において一応質疑を打切りまして、爾後の質疑は公聴会の公述に關するものと及び補充的なものに限ることにきめました。念のため申し上げておきます。

○小金委員長 計量法案及び計量法施行法案を一括して議題といたします。この両法案に對する質疑は、すでに去る十七日の委員会において一応質疑を打切りまして、爾後の質疑は公聴会の公述に關するものと及び補充的なものに限ることにきめました。念のため申し上げておきます。

○小金委員長 計量法案及び計量法施行法案を一括して議題といたします。この両法案に對する質疑は、すでに去る十七日の委員会において一応質疑を打切りまして、爾後の質疑は公聴会の公述に關するものと及び補充的なものに限ることにきめました。念のため申し上げておきます。

○小金委員長 計量法案及び計量法施行法案を一括して議題といたします。この両法案に對する質疑は、すでに去る十七日の委員会において一応質疑を打切りまして、爾後の質疑は公聴会の公述に關するものと及び補充的なものに限ることにきめました。念のため申し上げておきます。

○小金委員長 計量法案及び計量法施行法案を一括して議題といたします。この両法案に對する質疑は、すでに去る十七日の委員会において一応質疑を打切りまして、爾後の質疑は公聴会の公述に關するものと及び補充的なものに限ることにきめました。念のため申し上げておきます。

ヤードポンド法を併用し、三十四年以後はメートル法一本に統一することに
なつてゐるが、現行度量衡法を改正し
て新しく計量法を制定する機会に、
メートル法専用を再検討すべきことが
強く要望されてゐる。通産省の考へて
いる計量法の制定は、計量士制度の創
設等を目的とするもので、メートル法
専用は現行法通り三十四年からとなつ
てゐるが、その時期も八年後に近づ
き、現在のメートル法普及状態から見
て、三十四年以後メートル法一本にす
ることが實際問題として、はたして可
能かどうか多分に疑問であるばかりで
なく、メートル法に統一する必要がある
のかないかという根本問題は、メー
トル法専用の方針を決定した当時とま
たく同様に論議の余地が多く、むしろ
その後の実情は統一も困難である、必
要のないことを証明しておると言つて
も過言ではありせん。度量衡法によ
つてメートル法専用を決定した理由
は、わが国の度量衡制度を国際的な度
量衡制度であるメートル法に統一する
ことが便宜であり、簡単であるといふ
点にあつた。その当時は国際的にも度
量衡制度統一の機運が高まりつつあつ
たので、わが国としてもそうした国際
的な動きに協調しようとしたもので、
その趣旨は必ずしも悪いとはいへない
が、他面わが国の実情を無視してこと
さらメートル法一本にする必要がない
といふ意見は、その当時から強かつ
た。ことに米英では今日でもメー
トル法とヤードポンド法を併用してあり、
メートル法でなければ対外取引ができ
ないといふものではない。そればかり
でなく、わが国の生活環境や條件が

改まらない限り、メートル法一本にす
ることとはかえつて、われわれの生活
を不便、複雑にするだけである。たと
えば間とか坪とかいう単位で表してゐ
るわれわれの住宅は、メートル法によ
つて小数点以下何位かのきわめて複雑な
数字で表さねばならない。
結局度量衡制度などというものは、
それ／＼の国の生活状態と密接に結付
いて差違したもので、それを變更する
ためには、生活の環境なり条件なりか
ら改めて擧げねばならぬ。ところが今
日までの経験はそれがいかに困難であ
るかを何よりも明白に証明してゐる。
メートル法専用の方針が決まつてか
ら、学校ではメートル法だけを教へて
いるが、そうした無理な教育を受けた
子供が成長した後にいかに不便を経験し
てゐることか。もちろんわれわれはメー
トル法専用に反対するからといつて、
尺貫法一本にせよといふのではない。
和服を作る場合には尺、洋服を作る場
合にはヤードで結構である。また戦時
中のような国粹主義からメートル法に
反対するでもない。一部に再びメー
トル法普及運動を起す必要がいわれて
いるが、いまさらメートル法普及運動
などというのは多くの人にとつて古証
文を引張り出すようなものである。現
状から見てもおそく卅四年になつても
メートル法専用は不可能で、再び実施
を延期しなければならぬであらう
が、そんなことなら一日も早くメー
トル法専用を御破算にした方がよい。昭
和卅三年まで併用を認めたのは、メー
トル法専用の準備期間としてであつた
が、今日までの経験はメートル法専用
の無理なことを疑問の余地がないほど
明かにしてゐるのであつて、この経験

を尊重してメートル法専用を中止すべ
きである。」と論じておられましたが、
ことごとく私の意見と合致しますか
ら、引用して申し上げたのでありま
す。

次に今度の政府提案の計量法案の
目的と申しますか理由を見ますと「計
量の基準を定め、適正な計量の実施を
確保し、もつて経済の発展及び文化の
向上に寄与することを目的とする。」と
ありますが、文化の向上に寄与する
といふのは、少し私には受取れぬのであ
ります。文化の消長は民族の存亡に関
係があることはもちろんであります
が、終戦以来文化国家の建設が叫ばれ
ておりますが、はたしてその実績は上
りつゝあるだろうか。かえつて世情は
混乱し、人心は險惡におもむくこと、
今日のごときはなほだしいのはありま
せん。明治維新以来欧米の文明が輸入
せられて、当時一世紀以上も遅れてい
たわが国の文明が僅々五、六十年の間
に長足の進歩を遂げ、ともかくにも
世界列強の間に伍するに至つたことは
中外のひとしく認めた事実で、それ
いふのも高度の新文明を移植するに足
るべき基礎がわが国に存在したからで
ある。正倉院の御物を見てもわかるよ
うに儒教、仏教等の外来文化を攝取し
て同化純化した日本人なればこそ、欧
米文化をもただちにとつてわれに融合
させたのであつた。しかるに不幸にし
て世界大戦の終つた大正の末から昭和
にかけて、世界の變動に伴ひわが国
情、政情並びに人心ともたえず動揺し
て安定するときになく、世界第二次大戦
には、ついに無謀なる戦争に突入して
一敗地にまみれるに至つた。かくて、
あつものにこりてなますを吹くのと

えのごとく、わが国民の間には戦後壯
然たる虚脱状態の中に民族的自覚を喪
失し、祖國の歴史も文化も道義も一切
否定し去らんとする風潮を生じ、こと
に青年子弟においてこの弊最もはなは
だしく、さらにはきつて個人主義、
自由、平等を振りまわし、古来の礼
儀、節義、勤勞、勇氣などの美風はそ
の片鱗に認められず、かくて祖國の
文化遺産を喪失した上に、外来文化不
消化病にかつたあわれむべき亡國の
醜態を充たす世の中となつた。かくて
文化国家の建設も百年河清をまつに等
しい。しかればこれをいかにせばよ
しいか。私は國民的自覚をとりもど
し、眞の愛國心を振起することが先決
問題だと考へる。祖國を愛することの
できない人種が集まつて國家を形成す
るといふことはふしぎである。神がか
りた神國思想の妄なることはすでに
民族劣等感のさきに戒しむべきを思
ねばならぬのであります。近ごろ文部
省ではいたづらに國字を少くし、ある
いはまた通産省も文化の見地からこ
ういふ法案を出されるような趣きであ
りますが、文化のため、ことにわが國は
御承知のごとく敗戦後六年の間、連合
國の占領のもとに國民は虚脱状態にな
つておる、この時節にこゝろいうよう
な大法案を出すといふことは私は受取
れないのであつて、もう調和會議も近
いのでありますから、調和會議をして、
しかして自由獨立の國になつて、そし
て研究をして遅くはないと思ふので
あります。ことに三十三年といへばま
だ相当日月もあるから、今日この虚脱
状態のもとにかゝる大法案を出して一
挙にこれを可決するといふことは、わ

が國文化の上から申しまして、先刻
申し上げましたような点から申しまし
ても、本法案はもう少し検討し、ある
いはまた延期をいたしまして、いろ
んな点から最も慎重な態度でもつて臨
むことが望ましいと私は信じたのであ
りませんが、ここに一言させていた
きたいのであります。
先般總司令部の科学局技術課にリ
ズ氏を訪ねて、われわれの考へと通産
省提出の計量法案についての意見が異
なつておることを述べて、意見を徴し
たのであります。リズ氏も、この
計量法案についての論議は差控える、
といふのは占領目的に反せざるもので
あるならば、いかなることが論議され
ようともそれはよろしい。それにつ
いて論議をせしめざる余地はないが、
し自分の個人として、技術家として尋
ねられるならば、あるいはメートル法
に統一した方が便利かもしれないが、
さりながらアメリカにおいても、イギ
リスにおいても、國民はヤード、ヤ
ードを使つてゐることを申されて
おりました。先進國であるアメリカに
おいても、またイギリスにおいても、
やはり國民全体としては固有のポ
ンド、ヤードを使い、學術的方面にお
いてはメートルを使つてゐるのであり
ますが、しかも今日において、英米以上
のさんぜんたる文化を有してゐる國は
ない。ことにわが國は精神的文化にお
いては英米にあえて劣つてゐると私は
思ふ。こゝろ精神文化、東洋文化
は、かえつて英米にこれを施さなけれ
ばならぬ。これを私の友人の長井照
山氏は、ドイツ生活二十年、しかもこ
の日本の尺貫法はさう簡単に捨てるべ

きものでない、非常に尊重すべきものがあるから、よほど研究を要する。

意見の一端を述べさせていただいた次第であります。

か、そういうふうなものはその後におきまして従来の尺貫法なり、あるいはヤード、ポンドを併用しても一向さしつかえないという法文なのであります。従つてかりに眞鍮委員の言われるごとく尺貫法なりポンドヤード法なるものが、今後とも久しい間の習慣の慣性として、三十三年末が来ましてもなおメートル法を専用とすることが無理であるというふうな社会情勢であります。

し上げましたような考えを持つているのですが、あなたの言う通りになるとそういうことはありませんか。

はいいかと考えられるのであります。しかも当時よりも今日のメートル法の使用の率というものは、はるかに高くなつておるのであります。漸次メートル法の専用の情勢に推移しつつあるというふうな申し上げてもいいのではないかと申し上げておるのであります。従つてわれわれの今の見解は、おそろくもう八年間猶予を与えるならば、メートル法を専用しても一向さしつかえない社会情勢を展開いたすのではないかと申し上げておるのであります。前の法案をそのまま修正せずに提案いたしておるのであります。しかしながら御説のごとく、久しい間の日本の習慣として、今後八年間猶予いたして、メートル法を専用することには不可能であるというふうな情勢がありますならば、少くとも国会はさうな周囲の情勢をよく判断されて、適当な措置を講ずるであらうことは予想されておるのであります。

は、あの太平洋戦争中には一人――ほかの操縦界の人あたりが迎合する人もなきにしもあらざるに、毅然として所信に向つて邁進したのでありますから、今日から考えますと何百人、何千人の人より、馬場君一人の方が正しい意見を吐いた。しからばこういうような公聴会は、馬場君の言うように、すなわち本案のようなくだらぬ案はひまのやることであつて、平地に波瀾を起す。また小訂利得氏のごとく、百害あつて益するところは二、三であるという人もあるし、ことに伊東忠太博士のごとき、尺貫法及びヤードポンド法、メートル法の三者を併合するのが最も妥当であるという先覚者の言に聞くべき必要はないかと思つて、多忙のためにみづから稿を草することができませんでしたから、あえて日本経済新聞の社説を引用して、もつて私の

○眞鍮委員 眞鍮委員からいろいろ御高説を拜聴いたしましたのであります。しかししてこの立法の目的の向上といたうことに対して詳しいお話があつたのであります。これはいろいろ人によつて見解を異にすると思つて、その点にはこれ以上觸れることを遠慮いたしたいと思つて、ただしかながら、眞鍮委員の御考慮を煩わしたいと存じます。は、ポンド、ヤードの併用期間が従来とも三十三年末となつておつたのであります。今度の法案もやはり従来の法律と同じように、三十三年末となつておるのであります。その間いささかの變化もないのであります。ただしからば、なぜこういう法案を出したかという原因であります。それは経済の進展あるいは變化によりまして、今日までの度量衡法は御承知のごとく長さ、面積、体積、質量、温度、圧力等々のわずか六種の単位について規定してあつたのであります。しかしながらそれでは、現在の経済に實際に使われておりますところの計量器が入つておりませんので、そういう点に非常な不便を来します。度あるいは熱量、角度、流量、粘度、濃度、光度、光束、照度、周波数とかいふ、實際に現在使われておりながら計量器としての法的措置を講ぜられていないものに加えて、實際の取引に支障なからしめることを目的としたのが、本法案の一番大きな目的であるのであります。さらにまたかりに三十三年、三十四年になりましたら、貿易であるとか、あるいはまた土地家屋であると

○眞鍮委員 尺貫法とポンド、ヤード法は取引に使用できず、それらの計量器の製造、販売は不可能となる。それに違反することになつておるやうに受取つておるのであります。従つてそういう非民主的、非実務的な法律案に対して、今申

○眞鍮委員 あえて論議はしません。法律を出した以上、千古不變というわけには行かないが、少くとも相当期間の見通しをつけて制定しなければならぬのに、三十三年まで待つていかなければ延ばす、またやつていかなければまた延ばすというやうなことより、深甚の考慮を払つて、相当の見通しがついてからやられたらどうかと思ふ。

○眞鍮委員 私は政務次官と意見を異にしておるのであります。ことに戦争中などは非常な混乱を呈して、むしろ逆に見えたやうに考へるのであります。なるほど学校あたりであの狭き教室の中において教育を受けてはいるけれども、学校を出るとたちまち三年か四年して忘れてしまふ。これは必要なものならばなかく忘れないが、必要でないものは忘れる。いなかに行きますと突然よくわかるのであつて、ほとんど全部といつてもよい。私ども老人ばかりでなしに、若い者でも忘れておる。社会がさうであるからであつて、狭き教室でなくして広き社会、しかしまた多くの人がやつておりますから、いなかになか行つてみると、決

してあなたの言つたような調子には参らぬのであつて、そこが意見の相違といひますか、あなたのような京阪地方の繁華なところにおる者と、われ／＼のようないなかにおる者とは見方が違ひますから、私はかえつて逆であらうと思ふのであります。いろ／＼な点から私は考慮いたしました、どうも通産省の意見とは食い違ひがあるものであります。ここであなたと議論をしたところがいよいよありますが、仰せの通り国会議員は多数おるのだから、私と同様な考えをつておる者も多数あるだらうし、ことに私どもが議席を有しておつたときには併用論はほとんど全部でした。しかも昭和十七年のあの推薦選挙に出ておるときを見ても、ほとんど比較にならぬで、反対者は十数名であつたのであります。尺貫法存続連盟の橋本さんのお話でありましたが、あなたと同じように国会議員が同一意見ならば、それはすらく／＼と賛成ができるけれども、私のような者が多ければ、早急にこの国会を通さなければならぬわけでもあるまい。もつと考慮されたらよろう。但しメートル法ばかりでなしに、ほかのいろ／＼の課目がふえておるといふのでありますから、そういうようなものは必要かもしれぬけれども、この会期はなほだ切迫した今日、これを先立公聴会で経験したような、ごく賛成の者ばかりを連れて来てこれだ公聴会をしたといふことは、はなはだもつて了解に苦しむのであります。今も申し上げましたごとく、これは十何年か前に委員であつたときに多少研究もしたりして意見を述べたおつたのであります、私は法務委員であるし、この間の決選選挙で一日帰つて来たような次第で、いづれあな

たと議論するならこつちも研究してやりますから、ここに法理上の議論はやめておきます。せつかく議論は済んでおつたのですが、またその点を私のために再検討されたことを深く感謝します。

○貴廳政府委員 私もこれ以上は議論は遠慮いたしますが、ただ一言申しておきたいのは、先般の公聴会に賛成者のみを私の方で特に招集したかのような御意見であります、決してそうではないのであります、各業態の代表者、ことに信用のおける方として平素から人格手腕を認められておつた方のみを突は出席願つた次第であります。しかもこれは国会の方で出席を願つたのであります、通産省としては必ずしも関与してないことを御了承願つておきたいと思ひます。

○小金委員長 次は風早八十二君。

○風早委員 私の質問は大休この前いろ／＼な点についてすでに終つておりますので、きようはそのときもつとお尋ね漏らした一点についてお尋ね申し上げます。計量行政審議会の構成についてであります、これには民間委員を入れないことになつておるようであります。第十章に規定してあるようですが、これは現在設けられておるいろ／＼な審議会や委員会なども多少違つてはいないか。なぜ民間委員を入れておられないのか、その点についてこの前お尋ね申し上げるのを忘れましたので、きようお答えを願ひたいと思ひます。

○玉置政府委員 民間の御意見を積極的に排除したものはい何もないのであります、省令等におきましては、全部公聴会を開くことになつております。しか

も民間の方々の意見は、特に委員会の制度になくても十分拜聴し得ることと思ひまして、関係行政機関といふことになつたのであります。もちろん中央、地方並びに学校の先生等はこれに入るものと考へております。

○風早委員 趣旨は別に不賛成でもないうに今承りました、民間人を入れた方がよろしいといふお考えはないわけですか。

○玉置政府委員 いい悪いという問題ではなくて、この原案におきましては、私は十分意見を拜聴し得ることができまして、また一般人の意見は公聴会におきまして十分拜聴し得る、こ

うふうふに考へております。

○風早委員 これは決して通産省の役人というわけではないのであつて、審議会でありまして、むしろ民間人で構成するといふくらいがあたりまえであらうと思ひます。われ／＼常識として当然そう考へるわけでありまして、別にこれを執行する機関でも何でもないわけでありまして、広く皆の意見を聞いて役人がやるというのとは別に問題ないと思ひますが、審議会において民間人を入れない審議会がこれからどうん出て来るかといふことは一つの先例になるかと思ひますが、そういう点については何か特別な事情があるのか、これはどういふお考えで特にこうされたのか、なほ今の御説明ではちよつと了解しかねると思ひます。

○玉置政府委員 特別に積極的に排除した理由はないのであります、十分拜聴できることと、政府の責任においていろ／＼な場合には拜聴した上で決定したいといふことで、あえて委員会のメンバーに入れる必要はない、こ

ういふふうに考へた次第であります。

○風早委員 公聴会と言われますが、先ほどの質疑をやられた方も言つておられますが、實際公聴会がどういふものかといふことは、これはもうお互いにわかつておること、審議会が役人だけでできるということになれば、これはまたたくさういふ機関が二重にできて来はしないか、そういうものは当該責任官庁があるのですから、それでもつて事は十分足りるのじやないか、ことさら審議会を設ける趣旨といふのは、民間の人たちをここに集めて来て、そこで専門的にも衆知を十分に攝取して、それに従つて政策を立てる方針をきめるということ、これは常識上最も妥当だと思ふのですが、そういう点で特に民間委員を排除して、もう公聴会にまかしてあるからそれでよろしいといふことは、どうも屋上屋を架する、役人の機関のたいたつたならぬ増設であるといふ感を持つわけですが、何か特別な事情があつたのならばそれはまた別問題であります、政府がそういう考へでやられるということになれば私は大反対です。

○玉置政府委員 先ほど申し上げましたように、特に排除するといふ気持はなかつたのであります、お話の精神等におきましては、委員会を通じても公聴会あるいは直接十分御意見を拜聴できると考へまして、計量関係の仕事は各省関係にきわめて多いこと

でありまして、また特に地方庁とも密接不可分の関係にありますので、これらの関係職員とさらに学者の方々を含めて行政審議会を設けたわけでありまして、お話の点につきましては、特に積極的に民間の御意見を排除するといふことがないとともに、政府の決定しましたものにつきましては、その範圍におきましては十分責任を明らかにして進みたい、こ

ういふ考へでおります。

○風早委員 それでは積極的にお尋ねしますが、この問題に關して特にGHQから特別な指示あるいはレクメンテーションがあつたかどうか、そういう点についてお答えを願ひたい。

○玉置政府委員 本法律案につきましては、従来の法律案の手續によりまして、御承知のようにGHQとも交渉いたしました参りました次第であります。

○風早委員 私の今の質問に対してお答え願ひたいのです。この行政審議会に民間委員を入れないことについて、特にGHQから指示があつたのですかと、こ

う聞いておるわけですか。

○玉置政府委員 本法案に対しては、特にさういふ指示が出ないわけであり

ます。

○小金委員長 この際お知らせいたします。去る十八日本委員会の村上勇君が辞任せられました、眞鍋勝君が補欠選任せられました。この際それだけを追加御報告申し上げておきます。

○風早委員 何か御発言はございませんか。別段御発言がないようでありますから、これにて両法案に対する質疑は終局いたしました。

本日はこの程度にて散会いたします。明日は午後一時より開会いたします。

午後三時十五分散会

○風早委員 本日はこの程度にて散会いたします。明日は午後一時より開会いたします。

○風早委員 本日はこの程度にて散会いたします。明日は午後一時より開会いたします。

○風早委員 本日はこの程度にて散会いたします。明日は午後一時より開会いたします。